



2022年5月10日

各 位

会 社 名 九州旅客鉄道株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 古宮 洋二
(コード番号：9142 東証プライム市場、
福証)
問 合 せ 先 広 報 部 TEL(092)474-2541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第35回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 業務執行取締役でない取締役が期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役でない取締役との間に責任限定契約を締結できるよう、現行定款第31条(社外取締役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査等委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月23日
定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月23日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="183 313 766 369"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="167 414 774 627">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="406 750 534 784"><新 設></p> <p data-bbox="183 1108 542 1142"><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="167 1142 774 1299">第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする</p> <p data-bbox="406 1422 534 1456"><新 設></p>	<p data-bbox="1053 403 1181 436"><削 除></p> <p data-bbox="821 728 1029 761"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="805 761 1428 851">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="885 884 1428 1041">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="821 1108 1396 1142"><u>(業務執行取締役でない取締役との責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="805 1142 1428 1332">第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役でない取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="821 1400 901 1433"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="805 1433 1428 1848">1. <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="805 1657 1428 1747">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="805 1758 1428 1848">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>